

公文書館だより

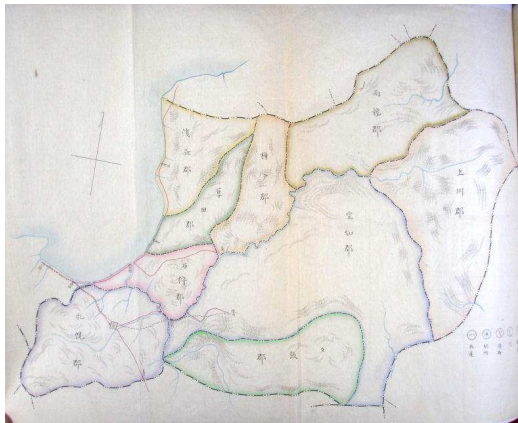
企画展示『公文書で検証する都市計画』

平成26年7月1日札幌市公文書館がオープンしました。その開館にあわせて常設展示とともに開館記念の企画展も作成しました。その概要を紹介します。

1. 札幌区と公文書

(1) 明治17年札幌区の範囲決定

明治16(1883)年札幌県から内務省へ石狩国の郡区組み替えについて伺いが出され、石狩国内の郡区役所の管轄地域が変更になりました。



石狩国の郡区図

この頃札幌の中心部は、札幌町、札幌本庁下、札幌市街などと呼ばれていましたが、明治12年に郡区町村編制法の施行により、札幌郡域を札幌区としました。そのため混乱を生じ、札幌区と札幌郡を区別することになりました。これにより札幌区は、現在の都心部だけとなりました。

これらの検討の様子、決定過程などを、北海道立文書館所蔵『札幌県治類典』や国立公文書館所蔵『公文類聚』の公文書を使って描きました。

(2) 明治30年北海道区制、一級、二級町村制の制定

北海道に自治制度を導入するため、明治30(1897)年に北海道区制と北海道一級、二級町村制が制定されました。札幌区は明治32年に函館区・小樽区とともに北海道区制が施行され、北海道二級町村制は、明治35年に札幌村、手稲村、豊平村、白石村へ、明治39年に篠路村、琴似村、藻岩村へ施行されました。さらに北海道一級町村制が、明治40年に豊平村、大正12年に札幌村、琴似村、昭和6年に藻岩村、昭和7年に白石村に施行されました。

明治30年に北海道区制と北海道一級、二級町村制の制定したときの公文書を、国立公文書館所蔵の『公文類聚』から紹介しました。

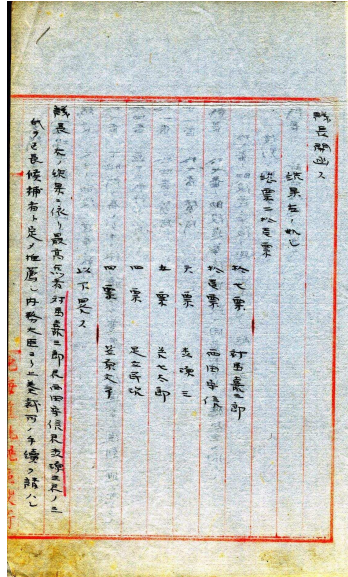


国の公文書

(3) 初代札幌区長の選出と任命

区を統轄し行政事務を執行する責任者は区長です。その選出手順は区会が候補者3人を選出し内務大臣に推薦すると、その中から内務大臣が一人を選んで決まります。明治32(1899)年12月9日、内務大臣から内閣総理大臣に初代区長候補者推薦の手續がとられ、函館・小樽区とともに、12月14日上奏されました。一方12月15日第1回札幌区会で区長候補者の選挙があり、対馬嘉三郎が過半数の票を得て第一候補者に選ばれ、二回目三回目の投票で谷七太郎、森源三が選出されました。その三人を内務大臣に推薦し、第一候補者の対馬が、明治33年1月13日初代区長に決定しました。

国での決定過程は、国立公文書館所蔵の『公文類聚』や『任免裁可書』、札幌区会での決定過程は『区会議事録』にある公文書を用いて描きました。



札幌市の公文書

2. 都市整備と公文書

(1) 明治19年北海道庁の新起事業と札幌の街づくり

明治19（1886）年1月北海道庁が札幌・函館・根室3県に代わって北海道を管轄するために設置されました。長官岩村通俊は、6月に「新起事業計画ノ儀上申」を政府に提出しました。その中には、創成川を茨戸まで延伸すること、現在の東区や北区に広がっていた湿地帯から排水すること、南西部の山から発して北部の石狩川まで流れる琴似川や発寒川を分断して石狩湾へ直接流すために新川を開削すること、新たな屯田兵である新琴似屯田を入植させるための準備として琴似新道の開鑿と新琴似屯田入植地の造成、旧北海道庁（赤レンガ）庁舎の建設などが計画されていました。

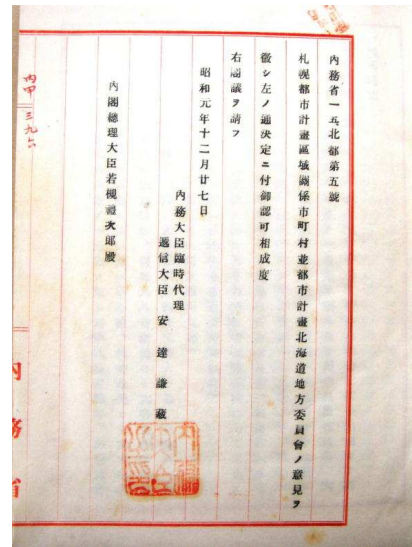
その計画を、国立公文書館所蔵『公文類聚』の公文書を使って描きました。

(2) 都市計画行政による街づくり

大正12（1923）年、他の25都市と共に札幌市に都市計画法が施行されました。そのため、札幌市は、市内各地域毎の人口、建造物の状況などさまざまな事項について調査を行いました。そして昭和2年1月には、札幌都市計画区域決定の公告、昭和8年には都市計画地域（現在の用途地域）が決定します。そして昭和11（1936）年9月には都市計画街路網が決定し、街路事業の認可、昭和14年5月には都市計画風致地区が市内14カ所に指定

され、昭和17年3月に都市計画公園および事業の認可、昭和19年に土地区画整理事業の認可、と都市計画行政を進めました。

都市計画を決定した時の公文書を、国立公文書館所蔵の『公文雑纂』や札幌市所蔵の公文書から紹介しました。



国の公文書

(3) まぼろしの鉄道・軌道計画

大正10年代から昭和初期にかけて地方鉄道が次々に作られる民鉄ブーム（鉄道ブーム）が起きました。民鉄ブームが起こった背景には、①第一次世界大戦の好況により収益をあげた海運業・回漕業者たちが、地方鉄道建設に積極的に乗り出したこと、②法律が変わり北海道の地方鉄道が補助金を受けられるようになったこと、③大正7年成立の原内閣が地方農村と都市との格差をなくそうとしたこと、があげられます。

原内閣は四大政策を掲げ、その一つが地方改良の一環として「交通機関の整備」でした。そしてそれを担うのが地方の中小資本家・商人層でした。

まぼろしの鉄道・軌道計画の路線や発起人たちを、国立公文書館所蔵『鉄道省文書』の公文書から描きました。

この展示は、公文書館を紹介する展示とともに、2月20日～26日に、札幌市役所本庁舎1階ロビーでも展示しました。その後、区役所や区民センターなどを巡回して展示しようと思っています。

（総務局行政部公文書館 榎本 洋介）

公文書館利用ノススメ

公文書館の各種展示でも、札幌市公文書館の活動についてご紹介していますが、今回はそれに関連して、公文書館資料を閲覧室で利用する際の具体的方法について、ご案内したいと思います。

公文書館で利用できる資料には、大きくわけて二つのグループがあります。

一つは、「公文書館」の名前の通り札幌市の公文書です。公文書とは、制度や事業・計画などの検討や、実施内容の通知、また記録として残しておくために市が作成・収受した記録です。その種類は多様で、文書や地図・図面、写真のほか、CDやビデオテープなどもあります。このうち、とくに重要なもの（制度・事業などの成り立ちや変遷、札幌の歴史や特性を考える上で重要なできごとに関する文書）を公文書館へ引き継ぎ、「特定重要公文書」として公開しています。古いものでは、明治時代の墨で書かれた文書もあります。

特定重要公文書は、公文書館ホームページまたは閲覧室で目録検索ができます。利用の方法には、通常の利用請求と簡易閲覧があり、文書によって、すぐに閲覧できる場合と、公開審査のために時間がかかる場合があります。調べたい・知りたいテーマがあれば、まずは、お気軽にご相談ください。

そして、もう一方のグループが、写真や地図、行政資料や地域文献類など多様な資料群です。こちらは公文書館の前身である文化資料室の収集資料に加え、市政刊行物（報告書や案内・パンフレット類）や、町内会や学校などの団体史・郷土誌類など、公文書を補完する役割をもつ記録を収集・提供しているものです。写真・絵はがきや地図など、見た目にも親しみやすい記録もあり、すでに多くの方々に利用されています。

これらの資料も、ホームページや閲覧室で目録検索ができます。こちらは来館当日の申請ですすぐにご利用いただけますが、点数が多いようでしたら、事前に利用希望資料名・登録番号等をお知らせください。お待ちせず、ご提供できます。

このように公文書館の所蔵資料は、特定重要公文書を中心に、市政刊行物や地域資料、写真等の画像資料など、多様な個性をもっています。最近では街かどでの展示や、雑誌、テレビ放送など、様々なかたちで利用されており、ご覧になった方も多いかもかもしれません（資料出典の「札幌市公文書館所蔵」という表示にご注目ください！）。資料自体を単純に眺めるだけでも楽しいものですし、特徴の異なる記録を組み合わせることで、多角的に調べることもできます。さらに、そこから思わぬ発見にいたることもしばしばです。

閲覧室では公文書館専門員が、申請の受付や資料の提供だけでなく、所蔵資料の調べ方や利用の仕方、関連する資料のご案内、文書によっては読み方のお手伝いなども行っています。当館の利用目的は、ごく個人的な趣味・家族史的なものから、地域の特性調べ、行政利用まで、本当にさまざまです。そのため専門員は、多様な所蔵資料の特性を理解したうえで、皆さんの関心に沿ったご協力・ご提案を心がけています。利用の目的は自由です。どのような関心からでも、閲覧室に来ていただければ、何か新しい発見があると思います。

そして、最後にお伝えしたいのは、こうした資料の「原本」を、直接手にとって「ひとり占め」できるのが、公文書館の魅力だということです。時を超えて使われ、守られ、伝えられてきた記録には、その本物のみがもつ独特の個性があります。それを直接感じ取り、その情報を活かし、札幌を知る…そんな体験ができるのが、公文書館閲覧室という場所です。公文書館の記録は、市民の皆さんが街のあゆみを知り、これからの札幌を考える上で、貴重な情報源として活かせるよう公開されています。ぜひ、一度現物を手にとって、先人の文字にふれ、体感されることをお勧めします。

さあ、皆さんも閲覧室へ行ってみようとお願いになってきたのではないのでしょうか。専門員一同、心よりお待ちしております。

(公文書館専門員 秋山 淳子)

★刊行物紹介★

『札幌市公文書館研究紀要』第6号

旧文化資料室時代から刊行をしてきた研究紀要ですが、今年度は平成 25 年 7 月に施設名称を「公文書館」に変更した事に伴い、「札幌市公文書館研究紀要」とタイトルを改め、最新号 6 号を刊行します。今回は、開館特集号として、開館日に公文書館で開催した開館記念講演会の講演録やその他各種論文等を掲載しております。刊行は平成 26 年 3 月の予定です。

当館のホームページからダウンロードすることが出来ますので、ぜひご覧ください。

(URL) <http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/kankobutsu/index.html>

※販売・一般配布はしていません。当館および札幌市立各図書館で閲覧できるほか、各都道府県の公文書館等関係各機関に寄贈しています。



- ・札幌市公文書館の開館について (札幌市総務局行政部公文書館 安藤 友明)
 - ・札幌市公文書館常設展示の作成について (札幌市総務局行政部公文書館 秋山 淳子)
 - ・公立図書館と公文書館の役割—図書館情報学からみたパラダイムシフト—
(札幌市公文書管理審議会委員 下田 尊久)
 - ・アーカイブズと社会教育に思うこと (札幌市公文書管理審議会委員 木村 夢子)
 - ・公文書館に期待すること (札幌市総務局行政部総務課 高井 俊哉)
 - ・アーカイブズ新時代における地方公文書館の方向性—関係講演録の再構築を中心に—
(札幌市総務局行政部公文書館 竹内 啓)
 - ・わが国アーカイブズにおける公文書引継移管制度構築の進展と札幌市公文書館
(札幌市公文書管理審議会副会長 鈴江 英一)
- 【札幌市公文書館開館記念講演会講演録】
- ・札幌市公文書館の使命と課題—現在、問われていること— (札幌市公文書管理審議会会長 大濱 徹也)

公文書館 利用のご案内

- 開館時間■ 8時45分～17時15分 ■入館料■ 無料
- 休館日■ 日・月・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
- 交通アクセス■

東豊線「豊水すすきの」駅下車6・7番出口から徒歩3分、
または南北線「中島公園」駅下車1・2番出口から徒歩5分

- ♪閲覧室・展示室がご利用になれます
- ♪ご来館の際は公共交通機関でお越しください



さっぽろ市

05-B01-13-1098

25-5-265

公文書館だより

第2号・2014年2月

発行

札幌市公文書館 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目

Tel・公文書館事務局 011-521-0205 閲覧室 011-521-0207 Fax 011-521-0210

E-mail・kobunshokan@city.sapporo.jp URL・<http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>